

平成19年税制改正について

I 税源移譲により住民税が変わります。

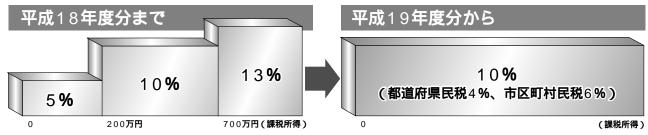
税務課 内線261・262

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。今月から8回にわたり、この住民税についておしらせします。

住民税所得割の税率が県民税4%、町民税6%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず、町民税と県民税を合わせた一律10%の比例税率構造に変えることになりました。(平成19年度課税分から適用)

<課税所得とは?>皆さんの給与や事業収入などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。



図中の税率は、都道府県民税と市町村民税を合わせたものです。

税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(= 所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5% 10%に引き上げ、最高税率が13% 10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10% 5%に引き下げ、最高税率が37% 40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

《参考》夫婦+子供2人の世帯の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			税源移譲後 (単位:円)			負 担
	所得税	住民税	合 計	所得税	住民税	合 計	増減額
300万円	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0円



湯河原町が景観計画策定へ

都市計画課 内線534

湯河原町では、昨年9月に景観行政団体となり、今年度を目途に景観計画を策定することとなりました。景観計画の内容には、みなさんが家などを建てる時に、高さの制限や、デザイン、色彩の制限などを受ける基準が盛り込まれます。現在この基準づくりを行っており、今月中に説明会を行います。また、あわせてパブリックコメント(意見募集)を行いますので、都市計画課窓口もしくはホームページ等ご覧ください。日程は次のとおりです。

<住民説明会>

【第1回】11月21日(火)19:00~会場:湯河原観光会館会議室

【第2回】11月22日(水)19:00~会場:湯河原町役場会議室

【第3回】11月24日(金)19:00~会場:文化福祉会館会議室

<パブリックコメント(意見募集)>

【募集期間】11月中旬から2週間程度

【配布場所】役場都市計画課

町ホームページからもダウンロードすることができます。

景観計画とは

本町の恵まれた景観資源を、町民・事業者・行政が協力し、将来にわたって受け継ぎ、発展的に活かしていく方針を定め、 それを実行させるための行為の制限を定めるもので、良好な景観を保全する必要がある土地の区域、自然、歴史、文化の 地域の特性にふさわしい土地の区域等について、景観計画を定めることができます。